入居済居室立入りに関わるリスク・マネジメント

賃貸業において、入居者の状況を把握するのは重要なことです。また、事故や事件を未然に防ぐために、入居済の居室に立入らなければならないこともあるでしょう。しかし、ここで問題になるのは「どんな状況であれば立入りが認められるか」ということ。明確な理由もなく入室してしまうと、住居不法侵入やプライバシーの侵害といった問題が発生してしまうこともあるのです。入居者のことを考えた親切心が、かえってトラブルを引き起こしかねないことを認識してください。

■想定されるリスク

本来、入居済の居室への無断立入はできないことになっています。ここでいう「リスク」とは、入居者のためを思って入室したことが、トラブルに発展してしまうこと。つまり、別表の立入り基準に従わなかった場合にオーナー側が被ると思われるリスクのことです。 **基準をしっかり守ることはもちろん、当該入居者にしっかりと理由を説明でき、一切疑われない態度をもって立入ることが大切です。**

住居侵入罪(刑法第 130 条等)

金品紛失、窃盗罪(刑法第235条等)

- 無断入室
- ・ 明確な入室理由の欠如など
- ・ 立入り後の金品等の紛失など

器物損壊罪(刑法第26条等)

- ・ 立入りの際の玄関ドア、サッシなどの破損など
- ※ 貸している物(部屋、設備、建具等)を家主が破壊しても器物損壊罪(刑法第262条)。

プライバシーの侵害等不法行為による損害賠償(民法第709条等)

- ・ 不必要な部分への立入り
- ・ 立入る際の時間
- ・ カギ交換等による入室を禁止した場合 など

■予知・予防と事前対応例

基本的に入居者の承諾がなければ入室できないことをしっかり理解することが、大きなトラブルを起こさないための一番の予防策と言えるでしょう。別表の基準をしっかり把握するようにしてください。また。<u>オーナーの中には「大家と店子の関係」を履き違え、所有者意識の誤解、過剰な親切心などにより不用意に立入ってしまうケースもあるようです。</u>

十分注意してください。

賃貸住宅管理のリスク・マネジメントより抜粋

■居室立入り基準例		レベル I (必要時)	レベル II (やや緊張)	レベル皿(明らかに緊張)
状況例	状況例 ①賃料が3ヶ月以上滞納となっており、郵便物もボストに溜まっていて	5り、郵便物もポストに溜まっていて	①異臭・腐臭等があり、近所より通報があった	①居室内から煙が外へ排気され、あるい(1窓等から内部に炎(らしきもの)が視認される
/	長期間不在と思われる。		②階下天井等に才しみができ、広がってきている	②居室内から引火性のガス等の異臭が強く感じられる
立入り条件	○親族・友人等から入居者の安否確認を依頼される。	S 企設を依頼される。	③居室内で事件異常を感じた近所の人からの通報があった	②階下等の大量の水漏れが生じている
是重者	一人で立入る場合	二人以上で立入る場合	干价Y—	□ \$⊋\/—
連絡先	本人・親族・契約書に定める特定人等へ連絡する。		本人・親族・契ウ書に定める特定人等へ連絡する。	可能ならば近隣住人等へ声をかける
立会八人	親族または契約書による特定人 の立会いが必要	事前に親族または契約書に定め 親族または契約書による特定人 る特定人からの依頼文書を受け の立会いが必要 取っていれば、立会い人がいなく でも管理者2名以上で可	親族・契约書(定める特定人・警察官・近隣住民等一人以上の立 会いが必要	なでも可
入室方法	合鍵・マスターキーによる。事前に	立ち入り子告通知書を投函しておく	合鍵・マスターキーによる。事前に立ち入り子告通知書を投函しておく <mark>合鍵・マスターキー、鍵業者による解錠。事前に大声で「○○の</mark> ○○です。大丈夫ですか?入ります」と声をかける。	場合により鍵・ドア・窓等を破壊しても可。入室作業をしながら大声で「入ります」と声をかける。